

平成23年9月30日

保護者の皆様

中央区立明石小学校  
校長 余郷 和敏

## 荒天、非常災害時の対応について（改訂版）

清秋の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、台風や大雪など荒天、地震等の非常災害時の対応についてお知らせいたします。

### 記

#### I 荒天等の対応

##### 23区西部（中央区を含む）に気象警報（波浪を除く）が発令されている時

###### 1 登校前

- ① 気象警報が発令時点で発令されている場合は、警報が解除され天候が回復するまでご家庭で待機させてください。（欠席にはなりません）
- ② 警報が解除され天候が回復した段階で、通学の安全に留意して登校させてください。くれぐれも無理をしないようにしてください。

###### 2 在校中

- ① 気象警報が発令されている場合には、天候が回復し、児童が安全に下校できるようになるまで学校で保護します。天候が回復するまで待たせるため通常の下校時刻よりも遅れることがあります。
- ② 気象警報の解除が見込めない場合には、保護者の方に迎えに来ていただくことがあります。その場合には、電話連絡網や安心安全メール（以下「緊急連絡網」と称します）を使ってご連絡します。
- ③ 気象警報が発令中でも、風雨等が激しくなく、かつ今後風雨が激しくなることが予想され、安全に下校ができる状況の場合には授業を短縮して早めに下校することがあります。その場合には、緊急連絡網を使ってご連絡します。

##### 23区西部（中央区を含む）に気象警報（波浪を除く）が発令されていない時

###### 1 登校前

- ① 登校の時点で気象警報が発令されていない場合には、ふだんと同様の登校時刻とします。（通常8時15分～8時25分）  
※注意報の場合は普段と同じ登校となります。
- ② 荒天のため児童の登校の安全が確保できない場合には登校を見合わせ、くれぐれも、無理をしないようにご留意ください。

###### 2 在校時

- ① 在校中に気象警報が発令された場合や、荒天になった場合には、児童の安全を確保するために、しばらく学校で天候の回復を待ちます。
- ② 台風や大雪などの荒天により今後警報が発令されることが予想される場合や、在校時に警報が発令されたが風雨等が激しくなく安全に下校することが可能な場合には、予定よりも早めに下校させることがあります。その場合に緊急連絡網で下校時刻の目安をお知らせいたします。
- ③ 荒天の影響で安全に児童を下校させることが難しい場合には、保護者の方にお迎えに来ていただくことがあります。

## Ⅱ 大規模地震等の非常災害時の対応

### 1 お子様の引き取りについて

震度5以上の大きな地震が発生し、学区域の建物の倒壊や落下物、室内の家具等の散乱による安全確保が不安な状況が発生した場合には、保護者もしくは保護者依頼による親戚・知人等によるお子様の引き取りをお願いいたします。

必要に応じて緊急連絡網にてお知らせをいたしますが、電話の不通等で保護者の皆様へすぐに連絡が繋がらない場合もありますので、誰がどのような方法でお子様の引き取りを行うのかを平常時から確認し、緊急時に迅速に対応できるようにお願いいたします。

### 2. 災害発生日以降の対応について

通常授業を実施し、登校時刻等の変更がない場合には緊急連絡網による特別なお知らせはいたしません。「授業を実施しない」「登校時刻を遅らせる」等の特別な対応が必要な場合には緊急連絡網にてお知らせをいたします。電話の不通等により緊急連絡網による連絡が不可能な場合には、正門前にお知らせを掲出いたしますのでご確認下さい。

## Ⅲ 警戒宣言発令時の対応

### 1 お子様の引き取りについて

大規模地震対策特別措置法に基づき「警戒宣言」が発令された場合には、授業を中断して大規模地震の発生に備え、下校の準備をして、引き取りを待ちます。

「児童引き渡しカード」に記載された方が連絡を取り合い、できる限り速やかにお子様の引き取りをお願いいたします。「児童引き渡しカード」に記載されていない方が引き取りをされる場合には、必ず保護者の方が学校まで変更した旨の連絡をお願いいたします。

### 2 警戒宣言発令後の対応

- ①警戒宣言発令中は学校は臨時休校となります。自宅等安全な場所で待機をしてください。
- ②警戒宣言が解除された場合には、授業を再開します。授業を再開する場合には正門前にその旨掲出いたします。また、緊急連絡網による連絡が可能な場合には、併せて緊急連絡網にてお知らせいたします。

## 備考

- ①2次災害を防ぐために、荒天の場合も非常災害の場合も児童を教職員が自宅や親戚宅まで送迎をする対応はしていません。必ず引き取りの保護者等に確認して引き渡すようにしていますので、ご理解をお願いいたします。
- ②災害発生時の2次避難場所は「築地川多目的広場」もしくは「あかつき公園」です。津波による被害が予想される場合には仮校舎期間中は「教育センター屋上」に避難します。
- ③明石小学校付近は地区内残留地区ですので、原則として広域避難場所に避難はいたしません。避難が必要な状況になった場合には、中央区防災課や中央区教育委員会と協議し、適切な対応をいたします。本校付近以外の避難場所へ移動が確定した場合には、正門前に掲出いたします。
- ④電話連絡網での連絡ができるだけ早くまわるようにご協力ください。外出等のご予定がある場合には、連絡網の前後の方に連絡網記載以外の連絡方法を知らせておいてください。
- ⑤非常災害発生時には携帯電話や固定電話が繋がりにくい状況となります。ご家族間で電話等に依存しない連絡方法についてもご確認ください。
- ⑥災害発生時等に明石小学校内に避難所が開設された場合には、授業内容の大幅な変更や登下校時刻の変更、臨時休校など、災害に応じた対応を行います。その場合には玄関または正門に対応内容についてお知らせを掲出いたしますのでご確認ください。